

番号：140740

国名：キルギス

担当：地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第1チーム

案件名：林産品による地方ビジネス開発プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年10月上旬から2014年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.70M/M、合計 1.30M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月17日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	8点
②業務実施上のバックアップ体制等	2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	45点
②対象国又は同類似地域での業務経験	9点
③語学力	18点
④その他学位、資格等	18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	キルギス/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キルギスの森林は、旧ソ連時代の非効率な林業経営のため、119万ha（国土の6%：1930年）から62万ha（同3%：1966年）まで減少した。その後の植林政策の推進により、87万ha（同4.3%：2003年）まで森林面積が回復したものの、植林後の保育間伐が行われず、森林の質が低下している。

キルギス政府は森林経営改革の柱のひとつとして、共同森林管理（Joint Forest Management、以下「JFM」）制度を新たに導入することとなった。JFMは、国有地及び公有地において、営林署・村役場・森林利用者（テナント）の三者合意に基づき森林利用者が林業経営を担うものである。しかし、同制度の具体的な運用が定められておらず、実施体制が不十分であった。

このためJICAは、2009年1月から2014年1月までの5年間、環境森林保全庁（SAEPF）をカウンターパート機関として「共同森林管理実施能力向上プロジェクト」を実施し、10か所でパイロット事業を行うとともに、JFMガイドラインを策定した。

このように、前プロジェクトは、キルギスにおいて、画期的なJFMの枠組みを実践した。10か所のパイロットサイトにおける活動を通じて、森林面積の増加、地域住民の生計向上（果物生産・観光・環境教育などの推進）、JFMに対する行政関係者や地域住民の理解増進、地域組織間の協力、地域住民の参加などの効果をもたらすことに成功した。パイロット事業に参加した地域住民の中には、既にアンズの販売により、大きな収入を得ている者もあり、注目を集めている。これらの現場での活動と並行して、ガイドライン作成・政策提言、行政関係者の人材育成を行った。

なお、今後の課題は、法令・制度整備、JFMの普及拡大のため、農業セクター、大学・研究機関、ドナー機関、NGO等関連する団体とのネットワークの強化、JFMに対する地域住民の更なる意識改革、土地のリース制度運用の強化と改善、JFMの村役場の関与の在り方、コミュニティ管理による共有林造成等が挙げられる。

かかる状況の下、キルギス政府より、JFM手法による林産品ビジネスモデルの普及を企画し、「林産品による地方ビジネス開発プロジェクト」（以下本プロジェクト）の実施について要請があった。本プロジェクトでは、パイロット・プロジェクトの実施を通して、アンズ等の果物と林産品の販売拡大のビジネスモデルが形成され、関係者及び地域住民等へのJFMに対する理解が深まり、地域住民の生計の向上が拡大されることが期待されている。

今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトの背景、目的、実施体制、プロジェクトの基本計画について確認し、プロジェクトの内容を協議議事録（M/M）で合意することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の団員と協力して、担当分野に係る以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2014年10月上旬～10月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（要請書、専門家報告書、関連報告書等）を収集・分析し、要請背景・内容を把握する。
- ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針案を検討する。
- ③カウンターパート機関を含む関係機関、他ドナー等に対する質問票（英文）を作成する。
- ④担当分野に係るPDM（案）（和文・英文）、PO（案）（和文・英文）及び事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑤調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2014年11月上旬～11月下旬）

- ①JICAキルギス事務所等との打合せに参加する。
- ②キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、キルギス側に説明を行う。
- ④事前にJICAキルギス事務所を通じてキルギス側関係機関等に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を整理・分析する。

- ア) キルギス国の森林セクター及び JFM に係る開発計画等（キルギス森林法、国家森林基本方針 2005-2025、国家森林計画 2005-2015）、国家森林行動計画 2011-2016 等）
 - イ) キルギス国の開発計画・政策における本プロジェクトの位置づけ
 - ウ) キルギス側の実施体制（環境森林保全庁、森林生態系保護部、営林署及び関係機関の組織体制・予算・人員体制・法制度等）
 - エ) JFM に係る実施機関の過去の実績
 - オ) 前プロジェクトの JFM パイロットサイトの継続状況・現状とキルギス国内の JFM 実施状況（特にアンズ等の果物及びポプラ、ヤナギ等の早生樹の JFM）
 - カ) 他ドナーの援助動向
 - ⑤調査団及びキルギス側と協議の上、PDM(案)（和文・英文）、P0(案)（和文・英文）、ミニッツ(案)（英文）の作成に協力する。
 - ⑥専門家・機材・研修等の投入計画、専門家業務内容の検討に協力する。
 - ⑦評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
 - ⑧担当分野に係る現地調査結果を JICA キルギス事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2014 年 11 月下旬～12 月初旬）
- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）を作成する。
 - ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（2）のすべてとする。

- (1) 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- (2) 担当分野に係る調査報告書（案）（和文）

上記（1）～（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

- ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年11月2日～2014年11月22日を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

- ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 山村振興（農林水産省）
- エ) 市場流通（コンサルタント）
- オ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

当機構キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上

英語⇄キルギス語の通訳・翻訳を提供

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及びC/P等の同行

カ) 執務スペースの提供

キルギス事務所内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構地球環境部自然環境第1チーム（TEL:03-5226-9524）にて配布します。

・キルギス共和国共同森林管理実施能力向上プロジェクト専門家報告書

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト(<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。

・キルギス共和国 共同森林管理実施能力向上プロジェクト 終了時評価報告書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②キルギス国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAキルギス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。

以上